

職務分掌規程

制定 2017年 7月26日

（目的）

- 第1条 この規程は公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下SAKという）の組織機構の職務分掌と責任を明確に規定し、各部門の業務の遂行を行う。基本的任務を定め、業務の組織的で能率的な運営をはかることを目的とする。
2. 各組織単位は、常にSAKの業務活動が有機的に行われるよう相互の関連業務で協調しあわなければならない。
 3. この規程に定められていない事項は、理事会決議をするものとする。

（用語の定義）

- 第2条 この規程に定められた用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- （1） 組織とは、目的を達成するために系統的に編成された業務処理の機構をいう
 - （2） 職位とは、組織における業務遂行上の地位をいう
 - （3） 執行とは、目的を達成するためになされる指揮の系列をいう
 - （4） 職務分掌とは、組織に配分された一定範囲の責任業務をいう
 - （5） 職務権限とは、各職位に割当てられた業務上の責任を遂行するために与えられた権限及びその限界と範囲をいう
 - （6） 責任とは、それを遂行する業務及び与えられた権利の行使又は不行使の結果に対する責務をいう

（理事の職務）

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

（会長の職務）

第4条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。SAKの人事に関して全てを掌握し、適材適所の配置を行う。

（副会長の職務）

第5条 副会長は、会長を補佐し会長が定款28条で解任されたときは代表権を有する。

（専務理事の職務）

第6条 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

（総括常務理事の職務）

第7条 総括常務理事は（以下総括と言う。）会長、副会長及び専務理事を補佐し、日常の業

務を掌理する。

(本部長)

第8条 総務本部長、教育本部長、競技本部長は常務理事があたり、所管部署の業務遂行を行う。

(副本部長)

第9条 総務副本部長、教育副本部長、競技本副本部長は理事があたり、本部長を補佐し所管部署の業務遂行が円滑に推進するよう執行する。

(事務局長)

第10条 事務局長は総務副本部長があたり、事務局員の長になる。総務本部長を補佐し財務担当委員長を兼ねる。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員長、副委員長は専門委員があたり、所管本部長、所管副本部長を補佐し、各部業務が円滑に推進するよう委員会業務を進める。

(アドバイザー)

第12条 各部にアドバイザーを置くことができる。

2. アドバイザーは各本部長が選定し、理事会決定とする。

3. アドバイザーは各部の諮問事項に応じ、部内運営がスムーズ且つ円滑に推進できるよう活動する。

(権限の内容と形態)

第13条 権限の内容及び形態を明確にするため、そのおもな権限について次のとおり定義する。

(1) 命令

定められた命令系統に基づき、部下に包括又は特定の業務の遂行を命ずることをいう

(2) 決定

自由裁量により自らの責任において決定又は許可することをいう

(3) 承認

効力の発生が保留されている決定に対し、効力発生の要件を与えることをいう

(4) 勧告又は助言

決定及び命令の権限ある職位に対し専門的、技術的立場より勧告又は助言することをいう

(5) 審査

一定基準に照らし、申請の内容、要件及びその他につき調査し判定することをいう

(規程の改廃)

第14条 この規定の改廃は理事会の決議による。